

附 則

<p>3 当該職員が、前二項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>
---	------------

- 1 この省令は、旅館業法の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年六月十五日)から施行する。
- 2 この省令の施行の際現に環境衛生監視員が携帯する証票又は証明書は、この省令による改正後の様式による証票又は証明書とみなす。
- 3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による証票又は証明書については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○国土交通省令第五号

道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第四十一条(同法第九十九条において準用する場合を含む。)、及び道路運送車両法関係手数料令(昭和二十六年政令第二百五十五号)第二条第二項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準及び道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年一月三十一日
国土交通大臣 石井 啓一

道路運送車両の保安基準及び道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令
(道路運送車両の保安基準の一部改正)

第一条 道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
<p>(原動機及び動力伝達装置) 第八条 (略) 255 (略)</p> <p>6 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。以下この項及び次項において同じ。)の燃料消費率(自動車の一定の条件での使用に際し消費される燃料の量を基礎として算出される燃料一リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値をいう。)は、告示で定める方法により測定されなければならない。</p> <p>7 自動車の電力消費率(外部電源により供給される電気を動力源とする自動車の一定の条件での使用に際し消費される電気の量を基礎として算出される電力一キロワット時当たりの走行距離をキロメートルで表した数値をいう。)は、告示で定める方法により測定されなければならない。</p>	<p>(原動機及び動力伝達装置) 第八条 (略) 255 (略)</p> <p>(新設)</p>

(道路運送車両法関係手数料規則の一部改正)
 第二条 道路運送車両法関係手数料規則(平成二十八年国土交通省令第十七号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表第一

改正後

別表第一

改正前

自動車審査試験項目		自動車審査試験項目別費用額
一〇九 (略)	(略)	(略)
十 保安基準第八条第四項及び第五項に定める基準に係る試験	十二万五千元	
十の二 保安基準第八条第六項に係る試験	十八万七千元	
十の三 保安基準第八条第七項に係る試験	三十五万二千元	
十一〇百三十二 (略)	(略)	(略)

備考
 一・二 (略)
 三 次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に同じ同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第十号の二及び第十号の三	三十五万二千元
第十号の二、第十号の三及び第七十七号	三十五万二千元
第十号の二及び第七十七号	十八万七千元
第十一号及び第十一号の二	十八万七千元

四 次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあつては、同表下欄に掲げる額とする。

第十号の二	三十五万二千元
第十号の三	四十七万七千元
第七十七号	三十五万二千元

自動車審査試験項目		自動車審査試験項目別費用額
一〇九 (略)	(略)	(略)
十 保安基準第八条第四項及び第五項に定める基準に係る試験	十二万五千元	
十一〇百三十二 (略)	(略)	(略)

備考
 一・二 (略)
 三 次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に同じ同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第十一号及び第十一号の二	十八万七千元
--------------	--------

四 次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあつては、同表下欄に掲げる額とする。

第七十七号	三十五万二千元
-------	---------

五 前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合（同欄に掲げる規定のうちいずれかに係る確認を行う場合を含む）であつて、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第十号の二及び第十号の三	四十七万七千円
第十号の二、第十号の三及び第七十七号	四十七万七千円
第十号の二及び第七十七号	三十五万二千円

附則
この省令は、公布の日から施行する。

告 示

内閣府
○文部科学省告示第一号
厚生労働省

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第二項及び第四項の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設設備及び運営に関する基準（平成二十六年文部科学省告示第二号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年一月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三
文部科学大臣 林 芳正
厚生労働大臣 加藤 勝信

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一趣旨 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）は、幼保連携型認定こ	第一趣旨 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）は、幼保連携型認定こ

（新設）

ども園の設置及び運営に関し必要な事項を定めるとともに、幼稚園及び保育所等のうち、就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供する機能を備える施設を認定こども園として認定する仕組みを設けるものである。

この幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）については、地域の実情に応じた選択が可能となるよう、次に掲げる類型を認めるものである。

一 幼稚園型認定こども園

次のいずれかに該当する施設をいう。

- 1 幼稚園教育要領（平成二十九年文部科学省告示第六十二号）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園
- 2 「略」

ども園の設置及び運営に関し必要な事項を定めるとともに、幼稚園及び保育所等のうち、就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供する機能を備える施設を認定こども園として認定する仕組みを設けるものである。

この幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）については、地域の実情に応じた選択が可能となるよう、次に掲げる類型を認めるものである。

一 幼稚園型認定こども園

次のいずれかに該当する施設をいう。

- 1 幼稚園教育要領（平成二十年文部科学省告示第二十六号）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園
- 2 「同上」